

日本世代間交流学会誌投稿規定（改訂版）  
Submission Requirements for Japan Society for Intergenerational Studies  
(Revised Edition)

本学会は、日本世代間交流学会誌を年2回発行する。

The Japan Society for Intergenerational Studies publishes twice a year.

## 1 論文誌への投稿 Submitting to the Journal

### (1) 論文種別 Submission Types

#### 1. 論文 (Original Article)

(1)世代間交流に関係のある独創的な研究結果、新規な方法・結果等で、信頼性が認められ、学問や世代間交流の発展に役立つ内容を、順序立てて明瞭に記述したもの。会員の参考となる新しいデータをまとめたもの。10ページ以内を原則。

Submissions which detail the results of creative and original research projects, employ new methods or results, have a high level of credibility/integrity, contains content which furthers research in the academic field of intergenerational exchange, is written clearly and with a good structure. Submissions which contain new data that will be useful to society members. Page limit: 10 pages.

(2)世代間交流実践に貢献できる問題提起と意義があり、研究手法や道具の開発、要因の分析、実践の改善や環境づくり等、新たな点があるもの。世代間交流実践研究論文として、この分野に関心を持つ会員や読者にとって価値と有効性があるもの。10ページ以内を原則。

Submissions which make an original contribution to the practice of intergenerational exchange, including a clear statement of the issue and significance, the development of research method/s or research tools, analysis of factors, and the improvement of practices or environment. Submissions must be original research which is of value to the field of intergenerational studies and useful to society members and readers who are in the same field of research. Page limit: 10 pages.

#### 2. 資料 (Technical Information)

世代間交流に関する研究資料、実践報告、調査報告、プログラム開発、コンテンツ開発など、会員に参考になる有効な結果が得られているもの。8ページ以内を原則。

Submissions detailing research resources, experiment reports, investigative reports, development of new programs, development of new content, items which will be of use to society members in their research. Page limit: 8 pages.

### 3. 研究ノート (Research Note)

世代間交流に関する新しい試みやその結果、意見、提案、討論を記述したもの。5ページ以内を原則。

Submissions detailing new approaches and the related results, opinions, plans and relevant critiques relating to Intergenerational Exchange. Page limit: 5 pages.

### 4. 論壇・総説 (Sounding Board / Review Article)

世代間交流における特定分野の内容を、広い視野から体系的に論じたものを「論壇」、また特定の主題について分野外の者にもわかりやすく解説したものを「総説」として掲載する。10ページ以内を原則。

Submissions which use either a broad view to build a structured argument on a topic within the field of Intergenerational Exchange, or submissions which provide a clear explanation about an issue so that even those whose main field is not intergenerational exchange can gain knowledge about that issue. Page limit: 10 pages.

## (2) 投稿の条件 Conditions of Submission

1. 内容の主要な部分が、国内、国外の学会誌、機関誌、商業誌等に掲載済み、掲載予定、あるいは投稿中や投稿予定でないこと。ただし、研究会、大会等の学術講演、国際会議等における口頭発表・示説論文をまとめて投稿したものは差し支えない。

The main contents of the submission must consist of work that has not been previously accepted to any society journals, publications or other academic works or, is currently under review or has been accepted into another publication, either national or international. However, submissions which were presented orally or in poster format at academic societies, or other university lectures, or at international meetings, are permissible.

2. 論文の内容と記述が、他者の著作権や研究に関わる者の人権を侵害せず、研究上の倫理（研究倫理を参照のこと）に反しないよう、十分に配慮されていること。Submissions must be in full accordance with the following. Original works, not plagiarized or impinging on anybody else's research, not contravening any research ethics.

3. 少なくとも、同じ分野の会員が十分理解できるように記述されていること。

A minimum requirement is that submissions must be understandable for society members who work in that field.

4. 筆頭著者および共著者は全て本学会会員であること。

The first author and joint authors must all be members of this society.

5. 本学会が示している「執筆要領」に沿っていること。

Submissions must adhere to the conditions outlined in the society's style guide.

### (3) 投稿原稿の取扱い Process of Examination

1. 投稿者は、論文、資料、研究ノート、論壇・総説の中から希望する審査種別を指定して投稿する。  
Authors must choose one category for paper submission: original article, technical information, research note, prospective overview, review article.
2. 投稿原稿は編集委員会で査読し、次のいずれかに取扱いを決定する。
  - A. 採択 Acceptance
  - B. 軽微な修正を要する条件付採択 Acceptance with minor editing required
  - C. 照会後再判定を要する条件付採択 Acceptance, dependent on the results of inquiry and reevaluation
  - D. 不採択 Rejection
3. 軽微な修正を要する条件付採択（B判定）の場合は照会后2週間、照会后再判定を要する条件付採択（C判定）の場合は照会后1ヶ月とする。上記の期限を越えて修正原稿を提出したものは、新規投稿原稿とみなすこともある。The time period for those submissions accepted which require minor changes (B papers), and those which will be re-evaluated after corrections (C papers) is set at three months. If resubmission takes longer than three months, in some cases, the corrected submission may be treated as a completely new submission.

## 2 投稿原稿の著作権について Submission Copyright Conditions

1. 本論文誌に採択決定された論文等（以下、論文とする）の著作権は、本学会に帰属する。  
Copyright permission for submissions published in this journal will be held by this society.
2. 投稿に際しては、論文として採択された場合に当該原稿の著作権が本学会に帰属することを、著者全員が同意しているものとみなす。したがって投稿者は、共著者全員に本投稿規定を示し、この点に関する了解を得た上で投稿しなければならない。

When a paper is submitted and accepted for publication, it will be deemed that all writers have accepted the condition that copyright permission for submissions published in this journal will be held by this society.

Therefore, it is necessary that all authors have read and understood the submission and publishing conditions.

3. 採択後の掲載論文について、著者自身による学術教育目的等での利用(著者自身による編集著作物への転載、掲載、WWWによる公衆送信、複写して配布等を含む)を、学会は原則として許諾する。ただし、出典(論文誌名、巻号ページ、出版年)を記載しなければならない。

Regarding the publication of submissions that have been published by the society in this journal, permission will be given in accordance with the rules, and must be sought from this society. Examples of publication include use by the authors of the journal article for education purposes (in particular, publication in an edited book, public transmission such as posting to the internet, photocopying for distribution). However, the article must be properly referenced (Journal Name, Volume, Page, Year of Publication).

### 3 原稿の扱いと費用負担 Paper Submission and Publication Fees

1. 投稿原稿が受理されると、受領書が送付される。  
If the submission is accepted, a letter of acceptance will be sent to the author.
2. 不採択と決定した場合は、不採択の理由を付して投稿者に返送する。  
If the submission is rejected, the author will be notified of the reasons for rejection.
3. 採択が決定した場合は、その旨を投稿者に通知し、最終原稿の電子ファイル（MS-WORD、本文のみのテキストファイル）の提出を求める。If the article is accepted for publication, final versions of the submission can be made electronically (Limited to MS-Word and text files only).
4. 特別な電子ファイルで提出され、ファイル変換に費用が発生した場合は、投稿者の負担とする。  
If there are any files submitted electronically that require an extra charge to convert or transform, the cost will be the author's responsibility.
5. 図表等の印刷について、カラー印刷など、特に費用を要するものは、投稿者の負担とする。  
For those items that require extra printing costs, for example, graphs or color printing, the cost will be the author's responsibility.
6. 投稿原稿が掲載された場合は、ページ数に応じて下表掲載料を設定する。掲載料は著者負担とする（別刷り50部を含む）。  
In the event that a paper is published, a publishing fee will be required based on the number of pages submitted. The cost will be borne by the author (this includes the 50 supplemental copies).

ページ	掲載料	ページ	掲載料	ページ	掲載料 Per page publishing fee
1～5	30000 円			10～	40000 円 + 1ページ増ごとに 10000 円加算
1-5 pages:	30,000	6～10	40000 円	More than 10 pages:	40,000 yen plus 10,000/ each
yen.		6-10 pages:	40,000 yen.	extra page.	

7. 採択が決定された原稿は、著者校正を1回行う。この際印刷上の誤り以外の訂正、挿入等は認めない。  
If a paper is accepted, authors will be allowed to make corrections once. Only corrections relating to printing mistakes will be allowed.

## 2 倫理規定

本学会は、以下の研究倫理規定を示す。学会誌投稿における論文作成において、会員は研究に携わる者として以下の倫理規定を遵守すること。

### 第1 総則

(目的)

日本世代間交流学会編集委員会は、世代間交流の研究に携わる会員の研究における知的誠実さを涵養し、研究の倫理的なあり方を示し、かつ研究過程 および結果の公表にまつわる紛争における解決のあり方を示すために、本規定を定める。

(遵守義務)

- 1.日本世代間交流学会会員(以下、会員)は、研究過程および結果の公表にあたって、良識と知的誠実さと倫理が要請されることを自覚し、本規定に則って行動しなければならない。
- 2.会員は、研究者として、常に最新の研究法に関する知見を探求し、使用しなければならない。
- 3.会員は、研究者として、常に最新の先行業績を探索し、自己の研究水準の向上に努めなければならない。

### 第2 規定内容

#### A 引用

- 1.研究は、先行業績の上に新たな知見を積み重ねることである。従って、先行業績の検討に際しては、自説と他説とを峻別することが重要であり、これを怠ると盗作もしくは剽窃として最も重大な倫理違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。
- 2.他説の引用は厳格であるべきであり、既に古典となった場合を除き、原著者名・出版年・文献・出版社・引用箇所を明示しなければならない。
- 3.長文に渡る引用、図表の転載等の場合は、原則として、原出版社もしくは原著者からの承諾を得るべきである。

#### B 事例研究

- 1.事例および世代間交流実践の既存データを活用して研究する場合は、関係者を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例に加工が加えられている場合はその旨を表示しなければならない。
- 2.関係者から実名公表の承諾を文書で得ている場合にはその旨が明示されなければならない。
- 3.事例を使用する場合、前もって関係者から文書で承諾を得ることを原則とする。

## C 調査

1. 調査を実施する際に、必要がある場合には、調査関係者・地域・団体等の匿名性が守らなければならない。
2. 調査用紙(質問紙)の文言は、関係者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。
3. 調査結果を改竄してはならない。
4. 調査研究の過程では、その手続き過程が詳細に示されなければならない。
5. 調査用紙(質問紙) および結果データは開示要求に対応すべく、最低5年は保存されなければならない。
6. 他者が行った調査で使用された調査用紙(質問紙)の全部または一部を使用する場合には、その旨を明示しなければならない。

## D 書評

1. 書評は、発刊された研究業績の評価を含むものであるから、評者は全文を読了した上で公正・客観的に批評しなければならない。
2. 書評は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。
3. 書評に対して、著者からの要求があった場合には、その反論が許されなければならない。

## E 査読

1. 投稿された研究業績の査読を行う過程において、著者と査読者の双方の匿名性が保持されなければならない。
2. 査読は、投稿された研究業績の評価を含むものであるから、査読者は全文を読了した上で、公正・客観的に評価を行い、かつ指摘する内容が明確でなければならない。
3. 査読は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。
4. 査読結果に対して、著者から要求がある場合には、その反論が許されなければならない。

## F 二重投稿・多重投稿

1. 論文の投稿あるいは公表については、二重(多重)に行ってはならない。
2. 投稿あるいは公表した論文を本学会において発表する場合は、内容の一部変更・追加などの箇所を明示しなければならない。
3. 一連の連続投稿をする場合には、前著と同一でない旨を明示しなければならない。

## G 差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語

1. 研究業績を発表する場合に、研究目的を外れて社会的に不適切と考えられる用語を使用してはならない。ただし、引用文中の語についてはこの限りではないが、その旨を明示しなければならない。
2. 研究に携わる者は、差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語であるかに関して理解を深めなければならない。

### 3 執筆要領

#### 1. 原稿

原稿は、ワープロ等で作成し、A4版の大きさの用紙に、文と、図、表、写真を貼って、印刷イメージで提出する。ただし、1ページの本文部分は、2段組で24字×44行である。和文フォントは、題名（MSゴシック16ポイント）本文（MS明朝10ポイント）とする。英文フォントは、題名（Arial 12ポイント）、見出し（MSゴシック10ポイント）、本文（century10ポイント）とする。図、写真には連番号と題名を書く。

#### 2. 原稿のページ数

原稿の制限ページは投稿規程参照。また、図、表内の文字サイズ等から、図、表の大きさが決められるので、十分注意すること。ただし、ページレイアウトによって、著者の予定ページと異なる場合が多いので、十分な余裕を持たせて計算すること。

#### 3. 原稿の冒頭

原稿の冒頭には、題名、著者名、所属機関を入れる。題名は、論文等の内容が明確に分かるようにすること。著者名には、\*1、\*2を、\*と数字を上付きで示し、それらに対応した所属を示す。なお、著者名、所属機関を論文の最後に入れる（テンプレート参照）。

#### 4. 抄録(Summary)

論文、資料の場合は、400字以内の和文抄録と和文抄録の英訳（英文抄録：150語程度）を付ける。研究ノート、論壇・総説の場合は、同様に、和文抄録を付ける(英文抄録は省略可能)。

#### 5. キーワード

論文、資料、研究ノート、論壇・総説いずれの場合にも、5～6語の和文および英文大文字のキーワードを付ける。

#### 6. 本文

次のように書くことが望ましい。

- (1) はじめに／序論：研究の背景、研究を始めた動機を説明する。また、論文内容の要約と得られた成果を簡潔に説明する。
- (2) 本文内容：研究の方法（実験方法、分析方法等）、得られた結果、知見、先行研究との比較、考察などについて、図表を用いて説明する。
- (3) まとめ／結論：得られた結論や成果を簡潔に記す。できれば箇条書きとする。また、残された課題があれば簡単に書く。

- (4) 見出しは以下のように数字もすべてゴシックを使用する。見出し数字の後は半角空けて記入する。

1.

1. 1.

1. 1. 1.

(1)

## 7. 外国語

固有名詞以外の外国語は、できる限り訳語を用い、必要な部分は初出の際のみ原綴を付する。

## 8. 図、表、写真

図1、表1、写真1のように一連番号を付するとともに、必ず題を付ける。ただし、不鮮明であったり、文字が小さい図表、写真が含まれたりする論文等は採録しない。

## 9. 参考文献

- (1) 本文中での参考文献の引用は、次のようにする。

(例) YAMADA(2008a)は……

SUZUKI (2008) は……

……といている (YAMADA 2008b)

……といている (鈴木 2008)

なお、著者人数によって、下記のような表記とする。

単著の場合、(山田 2008)および(YAMADA 2008)

二名の著者の場合、(山田・鈴木 2008)および(YAMADA and SUZUKI 2008)

三名以上の著者の場合、(山田ほか 2008)および(YAMADA et al. 2008)

- (2) 参考文献は、論文等の最後に著者苗字のアルファベット順で一括する(和文誌・英文誌で分けない)。参考文献の記述形式は、雑誌の場合、著者、発表年、表題、雑誌名、巻数(号数)の順とし、単行本の場合、著者、発行年、書名、発行所、(ページを入れる場合はページ)の順とする。英語で表記する英文の雑誌名・書籍名はイタリック体にて表記する(雑誌や書籍の一部を分担執筆している場合には、該当の論文のタイトルは通常のフォントで表記し、収録雑誌名または収録書籍名をイタリック体で表記する)。

また、URL(Uniform Resource Locator)アドレスを参照する場合の記述形式は、著者、発行年、表題、URLアドレス、参照日の順とする。URLはワープロソフトの機能により自動的にハイパーリンクが付されることがあるが、ハイパーリンクを削除するか、あるいはアンダーラインを表示させないようにする。



著者名は、日本語・漢字・ハングル文字で表記する場合は、該当の著作物の著者の姓と名の両方を表記する。姓名の間に読点（、）は不要である。複数の著者の場合は、ひとりずつ読点（、）で区切って全員の氏名を列挙する。それ以外の語種で著者名を表記する場合は、Family Name(すべての文字を大文字にする)とFirst Nameのイニシャル（大文字）で表す。

同一著者の著作物を複数扱う場合、発表年の昇順で列挙する。全く同一の著者が同一年に複数の文献を発表したものを参照する場合のみ、発表年の表記は2008a、2008bのようにa、b、c,...を付して、(YAMADA 2008a, 2008b) として、参考文献を同定可能にする。

巻号・ページ数の表記については、学術論文誌の場合は、巻号の後に続いて、コロン（:）とページ数をそのまま表記する。研究報告等の場合は、巻号とページをVol., No., pp.でそれぞれ示し、カンマ（,）で区切れる。開始ページ番号と終了ページ番号の間は、半角-でつなぐ。

## 10 . 注

注はできるだけ少なくする。必要な場合、論文等の最後、参考文献の前に一括して入れ、本文中の該当箇所の右肩に 1)、2) のように示す。

## 11 . 記述

記述は簡潔かつ明瞭にする。本誌読者の多様な専門的背景を念頭におき記述形式に注意する。当用漢字、現代かなづかいとする。数字は算用数字を使用する。上付き、下付きの文字を明記する。

また、本文及び図表での統計記号 ( $p$ 、 $t$ 、 $F$ 、 $SD$  など) はイタリック体にする。

数字の使用は半角で入力を行う。(1、2、3、11、12、123、234 など)

## 12 . 著作権、他者の人権等への配慮

原稿執筆に際しては、他者の著作権や、研究に関わる個人・集団（研究対象となった個人・集団や研究に関連のある個人・集団）のプライバシーや名誉に関する十分な配慮のもとに行う。

なお、人を対象とした研究(実験・調査等)に関しては、研究倫理審査委員会の承認を得たものであることを原稿中に明記する。研究倫理審査委員会の議を経していない場合は、研究実施やデータ収集等に際し、研究対象者に対して行った倫理的配慮について、具体的に記述する。

## 13. 投稿手続

原稿は、この「執筆要領」に従って執筆し、筆頭著者または投稿責任者が投稿をする。その際、以下の提出が求められる。

- (1) (1) オリジナル原稿（本文、図、表、写真、英題名を含む）および査読用原稿(オリジナル原稿から著者名、所属機関および所在地、謝辞を削除したもの)。オリジナル原稿および査読用原稿はそれぞれwordファイルとPDFファイルを作成し、世代間交流学会誌編集事務局（journal@jsis.jp）宛にメールの添付ファイルで提出する。
- (2) 英訳論文の場合は、元になった和文論文
- (3) 所定の投稿登録用紙を原稿と共にメールの添付ファイルで提出する。
- (4) 所定の著作権譲渡同意書に全著者の自筆署名を列記し、原紙を学会誌編集委員会宛に郵送する。

訂 2020年6月23日